

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人田中萬一の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて（なお、本件儀礼刀を銃砲刀剣類等所持取締法三条一項、二条二項にいう刀剣類に当るものとした原審の判断は相当である。）、刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四二年四月一三日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岩	田	誠
裁判官	入	江	俊 郎
裁判官	長	部	謹 吾
裁判官	松	田	二 郎
裁判官	大	隅	健 一 郎